

宮島水族館教育ボランティア実施規約

(目的)

第1条 この規約は、宮島水族館における教育普及活動の一環として、宮島水族館教育ボランティア（以下「教育ボランティア」という。）の制度を設けるために必要な措置を講じ、入館者が水生生物への理解を深めることにより、自然環境への意識の高揚を図るための活動を展開することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「教育ボランティア」とは、宮島水族館において教育普及活動を行うために、ボランティア登録簿に登録された者をいう。

(活動内容)

第3条 教育ボランティアは、次の活動を行う。

- (1) 水族館内の案内及び解説
- (2) 社会教育普及活動の補助
- (3) その他教育普及に関する活動

(登録要件)

第4条 教育ボランティアは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 年齢18歳以上の者
- (2) 毎月2回以上の活動が可能な者
- (3) 水生生物や教育普及活動に興味がある者
- (4) 宮島水族館の活動方針に賛同し、協力できる者
- (5) 他の教育ボランティアと協調性を持ってコミュニケーションを図れる者

(登録)

第5条 教育ボランティアを希望する者は、宮島水族館があらかじめ定める募集期間に申請し、ボランティア登録簿に登録されなければならない。

2 教育ボランティアの登録期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、途中で登録した教育ボランティアにあつては、登録期間の末日までとする。

3 ボランティア登録簿に登録された者には、認定証を交付する。当該認定証は、ボランティア活動を行う際、常に携帯しなくてはならない。

(登録の取消し等)

第6条 宮島水族館館長は、教育ボランティアが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、教育ボランティアの登録を取り消し、又はボランティア活動を制限することができる。

- (1) 登録者が登録の取り消しを希望するとき。
- (2) 連続して3月以上の活動実績がないとき。
- (3) 教育ボランティアとしてふさわしくないと判断したとき。
- (4) その他宮島水族館の信用を著しく損なつたとき。

(遵守事項)

第7条 教育ボランティアは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育ボランティアの活動にあつては、宮島水族館職員の指示に従わなければならないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 法令等に従い職務に専念すること。
- (4) 教育ボランティアとしての信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。
- (5) 第11条の学習会等に出来るだけ参加すること。

(待遇)

第8条 教育ボランティアの待遇は、次のとおりとする。

- (1) 教育ボランティアの活動に対する報酬は、支給しない。
- (2) 教育ボランティアの活動中に起きた事故により負傷した時は、廿日市市が加入する保険の限度内で補償する。
- (3) 教育ボランティアの活動に必要な物品等は宮島水族館が貸与する。

(活動時間)

第9条 教育ボランティアの活動時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で、教育ボランティアの活動に必要な時間とする。

(活動場所)

第10条 教育ボランティアが活動できる場所は、宮島水族館が指定する場所とする。当該場所以外に立ち入る必要が生じた場合は、あらかじめ宮島水族館の承認を得なければならない。

(学習会等の実施)

第11条 教育ボランティアの資質向上のため、宮島水族館職員又は有識者による学習会を実施するほか、ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。

(庶務)

第12条 教育ボランティアの実施に関する庶務は、宮島水族館経営課飼育係において処理する。

(実施規定)

第13条 この規約に定めるもののほか、教育ボランティアの実施のために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。